

事務連絡  
平成24年2月9日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
民生主管課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人福祉施設等における建築物節電改修支援事業費補助金の  
申請受付開始の案内について

今夏及び今冬の節電に伴う対応については、特段の御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

平成24年2月に、来年度の夏以降の電力需給対策として、経済産業省から建築物節電改修支援事業費補助金に係る申請の受け付けを開始したとの連絡を受けましたのでお知らせいたします。

当該補助事業は、民生部門の既築建築物において、設備の改修等により、建物一棟の電力消費量に対して10%以上の節電効果を有する設備等を導入する事業に対し補助が行われるものです。

既築建築物には、老人ホーム等の老人福祉施設等も該当し、設備の改修等には、空調や照明等の改修も含まれます。詳細につきましては、経済産業省から委託を受けた一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページ (<http://sii.or.jp/>) に掲載されております公募要領 (<http://sii.or.jp/brownout/file/koubo02.pdf>) 等をご覧ください。

申請書の〆切は、平成24年2月末までであり、地方公共団体を経由することなく事業者から直接一般社団法人環境共創イニシアチブへ提出することとなっておりますので、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成24年1月31日

各省庁省エネ法担当者 各位

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課

### 建築物節電改修支援事業費補助金申請受付開始のご案内

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の施行に当たりましては、平素より御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当課では、来年度の夏以降の電力需給対策への貢献を図ることを目的として、（一社）環境共創イニシアチブを通じて、「建築物節電改修支援事業」を下記のとおり実施しております。本事業は、民生部門の既築建築物において、設備の改修等により、建物一棟の電力消費量に対して10%以上の節電効果を有する設備等を導入する事業に対し補助を行うものです。

建築物節電改修支援事業は、来年度の夏以降の節電の対策の一環としてご活用いただきますよう、御省庁の所管団体等に本事業を周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 補助対象事業

以下の要件を満たす事業を補助対象としております。

- 1) 既存の民生建築物において行われること。（新築・増築の建築物は対象外です。）
- 2) 既設の設備（空調、給湯、照明、冷凍・冷蔵等）を改修等すること。
- 3) 設備の改修等によって、建物一棟の電力消費量に対して10%以上の節電効果があること。

4) 補助事業の遂行能力を有し、継続して節電効果に関する報告が可能なこと。

※詳細は(一社)環境共創イニシアチブのホームページに掲載している公募要領で確認下さい。

## 2. 申込方法

1) (一社)環境共創イニシアチブのホームページより申込用紙をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、電子データと書類を(一社)環境共創イニシアチブに提出してください。(申込期限は平成24年2月末まで)。

↳ <http://sii.or.jp/brownout/?archives=4>

(参考検索語「環境共創イニシアチブ」)

## 2) 問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第二グループ 建築物節電担当

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-18-11 銀座エスシービル3階

TEL : 03-5565-4133 FAX : 03-5565-4122

H/P : <http://sii.or.jp/>

時間 : 平日10:00~12:00、13:00~17:00

(本事業 担当)

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課 大野、栗田

電話 : 03-3501-9726 (直通)

電話 : 03-3501-1511 (代表)

内線 : 4541~4546